

# 一般社団法人松阪地区薬剤師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人松阪地区薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を三重県松阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会及び三重県薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、地域住民の健康な生活の確保・向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師職能及び倫理の向上に関する事業
  - (2) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
  - (3) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
  - (4) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
  - (5) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
  - (6) 医薬分業、社会保険、介護保険、福祉医療等に関する事業
  - (7) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
  - (8) 学術大会、講演会、講習会、研修会、薬草観察会等の開催に関する事業
  - (9) 薬物等の乱用防止及び献血推進の啓発指導に関する事業
  - (10) 学校保健の向上に関する事業
  - (11) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
  - (12) 会員の親睦、相互扶助及び福祉増進に関する事業
  - (13) 会営薬局兼医薬分業推進支援センターの設置管理並びに運営に関する事業
  - (14) 松阪市休日夜間応急診療所の診療、運営に係る受託及び協力に関する事業
  - (15) 地域住民に対する健康づくりに係る各種の事業の受託及び協力に関する事業
  - (16) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、松阪市・多気郡において行うものとする。
- 3 第1項の事業を行うために必要な機関の業務及び組織管理については、別に定める。

## 第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会は、三重県松阪市若しくは多気郡に在住し、又は三重県松阪市若しくは多気郡に職域を有する次の者から構成する。

- (1) 正会員 本会の目的及び事業に賛同し入会した薬剤師であつて、かつ、日本薬剤師会及び三重県薬剤師会の正会員である者
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し入会した薬剤師以外の個人及び企業・団体
- (3) 特別会員 6年制課程において薬学を専攻する大学生及び薬剤師国家試験の受験資格を有する者で、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人
- (4) 名誉会員 正会員のうち、本会及び本会の目的の達成に功労のあつた者として総会で名誉会員とすることを決議した者
- (5) 終身会員 正会員のうち、満30年以上継続して在籍する者で、満80歳に達した者  
(会員の資格の取得)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続きは総会において別に定める。

2 賛助会員及び特別会員の入会手続きは、総会において別に定める。

3 本会は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の義務)

第7条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、この定款に定める事項及び第12条の総会の決議事項を遵守する義務を負う。
- 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の入会金及び会費を本会に支払う義務を負う。
- 4 入会金及び会費の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名等)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議によらなければならない。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は第8条及び第9条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
  - (2) 第7条に規定する入会金及び会費の支払いを怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) 正会員が、三重県薬剤師会又は日本薬剤師会の正会員の身分を失ったとき。
- 2 前項により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
  - 3 会員の資格を喪失した場合、支払った入会金及び会費の返還を受けることはできない。

## 第4章 総会

### (構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第12条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

### (議長の選出)

第15条 総会に、議長を置く。

- 2 議長は、総会において出席した正会員の中から選出する。

(議長の職務等)

第 16 条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(定足数)

第 17 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第 17 条及び第 19 条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会の議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第 22 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

## 第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 23 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 13 名以上 15 名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を会計理事とし、必要に応じて1名の専務理事を置くことができる。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、会計理事及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

2 会長、副会長、会計理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

4 監事には、理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会で定めるところにより、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 会計理事は、理事会で定めるところにより、会長を補佐し、本会の会計事務を掌る。

5 専務理事は、理事会で定めるところにより、会務を掌理し、副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。

6 会長、副会長、会計理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての

権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬)

第 29 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

第 30 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額及びその支給基準は理事会において定めるものとする。

(責任の免除)

第 31 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、会計理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が、予め理事会で決めた順位により理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(三役会等)

第39条 本会に、会長、副会長及び会計理事(以下「三役」という。)で構成する三役会又は三役に専務理事を加えた四役会を置く。

2 三役会又は四役会(以下「三役会等」という。)は、次の職務を行う。

(1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討

(2) 理事会が三役会等に委任した事項の検討

(3) 会長より付議された事項の検討

3 三役会等は、必要に応じて会長が招集する。

4 三役会等の議長は、会長がこれに当る。

5 三役会等の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 委員会

(委員会)

第 40 条 会長は、本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第 41 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、直近の総会に報告するものとする。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 会長は、毎事業年度終了後、3 箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 定時総会においては、前項の承認を受けた書類のうち第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を本会の主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 45 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第 46 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 事務局

(事務局の設置)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前項以外の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。

代表理事 会長 長島 喜久雄

業務執行理事 副会長 中村 文彦、副会長 安岡 幹根、副会長 辻 由紀子、  
会計理事 石橋 昌夫